



平成 28 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 児玉化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 豊島 哲郎  
(コード：4222、東証第2部)  
問合せ先 取締役管理本部長 斉木 均  
(TEL 03-3279-4900)

(訂正)「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 28 年 11 月 14 日に開示いたしました「第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の発行に関するお知らせ」に関しまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、発行日程等についての変更はございません。

訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

訂正箇所及び訂正内容

## 11. 発行要項

[訂正前]

<前略>

### 18. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第26項に定義する。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより

行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第23項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

19. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第22項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第18項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

<中略>

25. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

26. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

27. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

28. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

[訂正後]

<前略>

18. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に第22項に定める行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を第23項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

19. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求の通知が第22項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第18項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

<中略>

25. 及び26. の全文削除

25. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

26. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。